財政知識

論國民義務勞動法……郭大力
中國經濟建設資本問題……翁理平
稅收與財政制度商榷……閻孟雄
戰後稅務人員訓練……劉紀傳
論我國直接稅各稅法……鮑胥雄
黃金法幣與物價……張學稷
食鹽專賣制度之檢討……邱晃南
宋元之漕江海運考……傳

第一卷 第
月一年三卅廿

財政知識社編輯

第四卷 第一期目錄

論國民勞務勞動法……郭大方（一）
中國戰後經濟建設的資本問題……何浩三（一四）
戰後我國租稅制度之商榷……殷宏章（一六）
戰後稅務復員芻議……張光宇（三一）
論我國直接稅徵收法……姜行健（二九）
黃金・法幣與物資……張遠峰（三七）
金融事業制度之檢討……俞吉亨（四二）
宋元之際江浙商業……柳詒徵（四四）

財政部 出版
民國十三年一月創刊
社長：朱任軍
主編：朱祖晨
孔士謙 顧仲彬
出版者：財政部出版社
發行者：財政部出版社
印刷者：上海新印刷廠
總發行所：

國民義務教育

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中國資本主義經濟建設的基本問題

何廉

一、引言

[illegible]

二、經濟建設的原動力

[illegible]

[illegible]

二、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法学

法学

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二、[illegible]

[illegible]

三、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

憲法改正問題

法学士

一、緒言

[illegible]

二、[illegible]

[illegible]

必要な財源を上回る分は、お年寄りの医療費の一部を負担する仕組みを作ることなどで、国民の理解を得られるよう、説明を尽くしたい。

一、二、医療費抑制策の問題

しかし、二〇一一年度の医療費の伸びは、前年度の三・一％増に対し、六・一％増と、大幅に上回ったことが、厚生労働省の調査で明らかになった。一人当たの医療費は、七十歳以上の高齢者で、前年度より、七万円増の、四十万円に達した。

これは、高齢者の医療費の伸びが、国の予算の、二倍の、ペースで、増えていることを、意味する。

もしも、今の、ペースで、医療費が、増え続けるとすれば、社会保障の、財政は、破綻する。

これは、国の、予算の、三分の、一を、医療費に、使うことを、意味する。

これは、国の、予算の、三分の、一を、医療費に、使うことを、意味する。

二、医療費の抑制策の問題

一、医療費の、抑制策は、医療の、質を、下げる。

二、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

三、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

四、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

五、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

六、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

七、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

八、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

九、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

十、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

十一、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

十二、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

十三、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

十四、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

十五、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

十六、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

十七、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

十八、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

十九、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

二十、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

二十一、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

二十二、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

二十三、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

二十四、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

二十五、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

二十六、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

二十七、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

二十八、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

二十九、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

三十、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

三十一、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

三十二、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

三十三、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

三十四、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

三十五、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

三十六、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

三十七、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

三十八、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

三十九、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

四十、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

四十一、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

四十二、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

四十三、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

四十四、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

四十五、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

四十六、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

四十七、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

四十八、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

四十九、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

五十、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

五十一、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

五十二、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

五十三、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

五十四、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

五十五、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

五十六、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

五十七、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

五十八、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

五十九、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

六十、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

六十一、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

六十二、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

六十三、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

六十四、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

六十五、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

六十六、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

六十七、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

六十八、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

六十九、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

七十、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

七十一、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

七十二、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

七十三、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

七十四、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

七十五、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

七十六、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

七十七、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

七十八、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

七十九、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

八十、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

八十一、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

八十二、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

八十三、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

八十四、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

八十五、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

八十六、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

八十七、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

八十八、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

八十九、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

九十、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

九十一、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

九十二、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

九十三、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

九十四、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

九十五、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

九十六、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

九十七、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

九十八、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

九十九、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

百、医療の、質を、下げる、ことは、国民の、生命を、危険に、さらす、ことである。

憲法別卷月刊

目次

第二卷・第一號

論文

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第五國立法各規法

第五條

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四、日本國憲法

一、憲法案

[illegible]

二、法案討議

[illegible]

三　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

二　[illegible]

[illegible]

三　[illegible]

[illegible]

四　[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

三三 [illegible]

[illegible]

三四 [illegible]

[illegible]

三五 [illegible]

[illegible]

[illegible]

〈二、公会議〉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法華經の教義

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四、宗教家の出現

[illegible]

[illegible]

[illegible]

地方獻書

王一亭的政治思想

吳光清

本所月刊

紀錄八則

食糧事情調査の概況

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第六回 十三位
人 雑
第四二…東京日

春の江ノ島

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

（八）　ヨ　ン　ガ　ン　ガ　ン　ガ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

綿糸市況

[illegible]

[illegible]

[illegible]

財政知識

三卷・一期

三卷・二期

三卷・三期

三卷・四期

財政知識社編行

自用兼代發行

定價：每冊大洋一元